

申込と口座振替の開始時期

口座振替のお申し込みから振替開始まで、約3か月かかります。

下記のとおり個人事業税及び自動車税（種別割）の振替日（＝納期限）のそれぞれ3か月前までにお申し込みください。間に合わない場合は、納付書が届きますので、お手数ですが金融機関などで納付をお願いします。

税金の種類	納期限	申込期限
自動車税（種別割）	5月末日	2月末
個人事業税（1期分）	8月末日	5月末
個人事業税（2期分）	11月末日	8月末

キャッシュレス納税

キャッシュレス納税については、eL-QR（地方税統一 QR コード）を利用します。

※金融機関、コンビニエンスストア及び各府税事務所等の窓口でのクレジットカード及びスマートフォン決済アプリの提示による納付はできません。

※キャッシュレス納税を利用した場合は、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、納付書裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア及び各府税事務所等の窓口で現金で納付してください。

※QR・コンビニ取扱期限内の納付書に限りです。

※eL-QR がプリントされた納付書が必要です。

※納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。

※QR コードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

eL-QR を利用した納付

1 地方税お支払サイト

地方税共同機構が提供する Web システム「地方税お支払サイト」から、**クレジットカード、インターネットバンキング、ページ番号発行及びダイレクト方式の利用が可能となります。**詳しい納付方法は地方税お支払サイトでご確認ください。

※eL-QR がプリントされた納付書が必要です。手元がない場合は、府税の窓口にお問い合わせください。

※QR・コンビニ取扱期限を過ぎている納付書は、eL-QR を利用した納付はできません。

※ダイレクト方式のご利用は、事前に eLTAX の利用者登録と口座情報登録が必要です。

※ダイレクト方式とは、納税者名義の預貯金口座から直接納付する方式です。

※納付方法によりシステム利用料等（手数料）がかかる場合があります。

検索エンジンからアクセス▶

地方税お支払サイト

検索



2 スマートフォン決済アプリ

eL-QR に対応するスマートフォン決済アプリにより、eL-QR を読み取ることで納付できます。

利用可能なスマートフォン決済アプリについては、「地方税お支払サイト」からご確認ください。

※LINE Pay 請求書支払いにより納付する場合は、コンビニ収納用バーコードの読み取りにより納付ください。

納税の猶予・減免

税金は納期限までに納めなければなりません。納税者の実情により、納税の猶予・減免が認められることがあります。納税の猶予・減免を受けるためには、申請が必要です。

納税の猶予

次の場合には、1年以内（事情により最大2年まで）の期間に限り、納税の猶予を受けることができます。

- ・本人の財産が災害や盗難にあったとき
- ・本人や家族が病気にかかったり、負傷したとき
- ・事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業したとき

府税の減免（主なもの）

次の府税については、それぞれの理由に該当する場合には、減額又は免除されることがあります。

個人事業税

- ・災害により事業用資産に被害を受けた場合
- ・生活保護を受けている場合
- ・傷病等により事業を休止した場合

不動産取得税

- ・災害により不動産に被害を受けたため、それに代わる不動産を3年以内に取得した場合
- ・取得した不動産が、その取得後3ヶ月以内に災害を受けた場合

自動車税（環境性能割）

- ・災害により自動車に被害を受けたため、それに代わる自動車を6ヶ月以内に取得した場合
- ・一定の級以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の方の移動手段として継続的に利用される場合

自動車税（種別割）

- ・災害により自動車に被害を受けた場合
- ・一定の級以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の方の移動手段として継続的に利用される場合

納税証明書の交付

自動車の車検を受けるときや、入札参加資格審査申請をするとき等には、府税の納税証明書の提出が必要です。ここでは、府税の納税証明書の交付についてご案内しています。

証明書の種類	主な証明事項	主な使用目的
納税証明書（自動車の車検用）	自動車税（種別割）の滞納がないこと	自動車の車検
納税証明書（上記以外）	府税の滞納がないこと	府制度融資申請、入札参加資格申請等
	税額証明（事業税等）	融資申請、建設業許可申請等
	府税の滞納処分を受けたことがないこと	酒類販売業免許申請、公益法人・認定NPO法人の認定申請や事業報告等

自動車の継続検査用・構造等変更検査用（車検用）の納税証明書

平成27年4月から全国的に自動車税（種別割）の納税確認が電子化されました。

これにより、納付されてから一定期間を経過していれば、運輸支局での継続検査等の際に納税証明書を提示しなくても車検の更新が可能となります。

5月にお送りする納税通知書の右端には、自動車の継続検査用・構造等変更検査用（車検用）の納税証明書が付いています。この納税証明書は、皆様が金融機関や郵便局等の窓口で税金を納付して、領収日付印取扱期限までの領収印が押されると効力が発生するようになっています。領収日付印取扱期限を過ぎたものは使用できません。

納付後すぐに車検を受けるときはこの納税証明書が必要ですので、車検証と一緒に保管することをお勧めします。
なお、紛失等の場合は、申請の上、再交付を受けることができます。

1 納税証明書を申請するには

証明を受けようとする自動車の登録番号（ナンバープレートのことです。）、所有者の氏名等を申請書に記載の上、府税の窓口へ提出してください。

2 交付を受けられる場所

各府税事務所、自動車税管理事務所、各広域振興局税務課・府税出張所・地域総務防災課
※ 府庁税務課では、検査用の納税証明書の発行を行っておりません。京都市内にお住まいの方は、各府税事務所又は自動車税管理事務所をご利用ください。

3 受付時間

月曜日～金曜日までの午前8時30分から午後5時まで
（国民の祝日、振替休日、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。）

4 交付手数料

無料

<申請される前にご確認ください>

・お手元に証明書を保管していませんか？

自動車税（種別割）の納付書の右端（領収書の右側）には、納税証明書が付いています。ここに金融機関等の領収日付印取扱期限までの領収印が押印してあるものは、納税証明書として有効です。

・自動車税（種別割）を納められたのはいつですか？

自動車税（種別割）を納められてからおおむね2週間は、府税の窓口では納められたことが確認できない場合があります。

納められてすぐに納税証明書の発行を希望される場合には、念のため、領収書を窓口までご持参ください。
（キャッシュレス納税の場合は、府税の窓口にお電話いただき、納付状況をご確認ください。）

・軽自動車については、市（区）町村へ

府税の窓口では、軽自動車の納税証明書の発行はできません。お持ちの自動車が軽自動車の場合には、市（区）町村の窓口で申請してください。

・自動車税（種別割）の納付はお済みですか？

車検を受けられる自動車について、過去の年度も含め全ての自動車税（種別割）の本税及び延滞金が納付されていないと納税証明書の発行ができません。

納付状況についてご不明な場合は、事前に府税の窓口までお問い合わせください。

その他の納税証明書

1 納税証明書を申請するには

納税証明書交付請求書に、証明を受けようとする方の氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）、住所（法人の場合は所在地）、使用目的、提出先、納税証明を希望する事項等必要事項を記載し、府税の窓口へ提出してください。

※ 一般の請求書の用紙は京都府のホームページからダウンロードできます。

※ 交付請求者の本人確認を行っております。

※ 交付請求者が証明を受けようとする納税者本人（法人の場合は代表者本人）でないときは、委任状を添付してください。

※ 京都府の競争入札参加資格申請書等に添付する納税証明について、所定の様式がある場合はその様式で申請してください（様式については、入札担当課にお問い合わせください。）。

※ 納税証明書はオンライン申請が可能です。詳しくは、京都府のホームページ「納税証明書のオンライン申請について」をご覧ください。



2 交付を受けられる場所

各府税事務所、各広域振興局税務課・府税出張所・府庁税務課

3 受付時間

月曜日～金曜日までの午前8時30分から午後5時まで
（国民の祝日、振替休日、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。）

4 交付手数料

証明する事項により異なります。
（原則として、1証明事項につき400円となります。）

※ 京都府の指名競争入札参加資格申請のための納税証明手数料は無料です。

※ 京都府では令和4年9月30日をもって京都府収入証紙の新規販売を終了し、証紙に代わる新たな納付方法を導入しました。詳しくは京都府のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/shoshihaishi.html>



5 委任状及び本人確認について

京都府では、本人になりすまして不正な目的で証明の請求を行うことを防止し、納税者のみなさまの個人情報保護を図るために、令和5年4月1日から、納税証明書交付請求時の「委任確認」や「本人確認」をより厳格に実施していますので、ご協力をお願いします。

委任状の要否及び本人確認書類については、京都府のホームページをご覧ください。

※ 委任状や本人確認書類をお忘れになった場合は、改めて来所の上、請求をお願いします。

6 納税証明書交付請求書等の押印廃止について

本人確認の厳格化に伴い、令和5年4月1日から、納税証明書交付請求書等の押印が不要になりました。

※ 委任状は、必ず委任者が作成してください。

<押印が不要になる書類>

- ・納税証明書交付請求書（競争入札に係る納税証明書を含む。）及び奥書証明申請書
- ・納税証明書等の請求、受領等に関する委任状

<請求される前にご確認ください>

・必要なのは何の証明ですか？

納税証明には、「税額の証明」・「滞納がないことの証明」・「滞納処分を受けたことがないことの証明」などの証明事項があります。

提出を求められたのが何に関する証明なのか、提出先に今一度お確かめください。

・府税を納められたのはいつですか？

府税を納められてからおおむね2週間は、府税の窓口では納められたことが確認できない場合があります。納められて間もなくに納税証明書の発行を希望される場合には、念のため、領収書を窓口までご持参ください。
（キャッシュレス納税の場合は、府税の窓口にお電話いただき、納付状況をご確認ください。）

<郵送による発行を希望する方へのお願い>

郵送により納税証明書（自動車税（種別割）の継続車検用・構造等変更検査用の納税証明書を含む）の発行を申請することもできます（郵送料はご負担いただきます。）。

証明書の発行が可能な方に限り受け付けていますので、事前に必ず府税の窓口にお電話いただき、納付状況の確認を受けた上で、ご案内する方法により申請してください。

延滞金・加算金

延滞金

納期限までに府税を納めない場合には、その滞納額に対して、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、以下の率により計算した延滞金がかかります。

令和3年1月1日以後の期間

- 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間
……「延滞金特例基準割合＋年1%」と年7.3%のいずれか低い割合
令和3年1月1日から令和3年12月31日までは年2.5%で計算します。
令和4年1月1日から令和6年12月31日までは年2.4%で計算します。
- 納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納付までの期間
……「延滞金特例基準割合＋年7.3%」と年14.6%のいずれか低い割合
令和3年1月1日から令和3年12月31日までは年8.8%で計算します。
令和4年1月1日から令和6年12月31日までは年8.7%で計算します。

平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間

- 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間
……「特例基準割合＋年1%」と年7.3%のいずれか低い割合
平成26年1月1日から平成26年12月31日までは年2.9%で計算します。
平成27年1月1日から平成28年12月31日までは年2.8%で計算します。
平成29年1月1日から平成29年12月31日までは年2.7%で計算します。
平成30年1月1日から令和2年12月31日までは年2.6%で計算します。
- 納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納付までの期間
……「特例基準割合＋年7.3%」と年14.6%のいずれか低い割合
平成26年1月1日から平成26年12月31日までは年9.2%で計算します。
平成27年1月1日から平成28年12月31日までは年9.1%で計算します。
平成29年1月1日から平成29年12月31日までは年9.0%で計算します。
平成30年1月1日から令和2年12月31日までは年8.9%で計算します。

○延滞金特例基準割合とは

令和3年1月1日以後の期間については、計算期間の各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合です。

平成26年1月1日から令和2年12月31日の期間については、計算期間の各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合です。

加算金

府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、法人事業税、府たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税（環境性能割）、軽油引取税、産業廃棄物税のように申告納付（納入）する府税について、加算金がかかる場合があります。加算金には次の3種類があります。

1 過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その申告額が実際より少額であったため、後日増額の申告をした場合又は増額の更正を受けた場合にかかります。

- ・納める額 増差税額の10%
（増差税額が一定の金額を超えている場合は、増差税額の10%＋超えた部分の金額の5%）

2 不申告加算金

申告しなかった場合や期限後に申告した場合にかかります。

- ・納める額 納める税額の15%
（期限後申告のあと、修正申告等による増差税額が一定の金額を超えている場合は、増差税額の15%＋超えた部分の金額の5%）
（令和6年1月1日以後申告提出期限が到来するものは、上記を超える一定の高額部分が30%に引き上げ）
期限後に自主的に申告した場合、納める税額の5%になることもあります。

3 重加算金

故意に税を免れようとした場合に過少申告加算金、不申告加算金に代えてかかるものです。

- ・納める額 期限内に申告している場合：増差税額の35%
申告しなかった場合、期限後に申告した場合：増差税額の40%
- ※過去に不申告加算金（更正予知してされたものでないもの等を除く。）又は重加算金を徴収されたことがある場合等において、不申告加算金（15%、20%）又は重加算金（35%、40%）の割合が、それぞれ10%加算されることがあります。

審査請求

審査請求

府税の課税、徴収等の処分について不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に京都府知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求をする場合は、なるべく処分をした府税事務所等を經由して提出してください。

処分の取消しを求める訴え

府税の課税、徴収等の処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、「審査請求」に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、京都府を被告として（京都府知事が被告の代表者となります。）提起しなければなりません。

取消訴訟は、上記の「審査請求」に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のような場合には、「審査請求」に対する裁決を経なくても訴訟提起することができます。

- ・「審査請求」があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき
- ・処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ・その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

納税管理人

納税義務者が、京都府内に住所などを有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めなければなりません。納税管理人は、様式を受領や納税、還付などを受けることができます。納税管理人申告書及び納税管理人申請書は、京都府のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600008.html>



なお、外国人による不動産取得が増加していることを受けて英語、中国語・繁体、中国語・簡体及びハンガールによる説明書及び書き方を京都府のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/nouzeikanrinin.html>



申告又は申請が必要な府税

個人事業税、法人府民税、法人事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税（種別割）、鉾区税、産業廃棄物税

お問い合わせ先

府税の窓口にて申告又は申請してください。

なお、個人事業税は、事務所・事業所の所在地、不動産取得税は、物件所在地の府税の窓口です。
※個人府民税、固定資産税、都市計画税の納税管理人については、市町村にお問い合わせください。

申告・納税期限一覧表

税金の種類	申告期限	納期限	納める方法
個人府民税 (P.4)	給与所得者：給与支払者が1月末日までに給与支払報告書を市町村に提出	徴収した月の翌月の10日 特例(法321の5の2)あり	給与支払者が毎月徴収して市町村へ納めます。
	4月1日現在65歳以上の公的年金等所得者：年金保険者が1月末日までに公的年金等支払報告書を市町村に提出	偶数月の翌月の10日	年金保険者が年金支払月（偶数月）に徴収して市町村へ納めます。
	上記以外の所得者：3月15日（所得税の確定申告をされた方は不要）	市町村民税の納期と同じ	市町村から送付される納税通知書により納めます。
府民税利子割 (P.11)	毎月分を翌月10日	申告と同じ	金融機関等が利子から差し引いて納めます。
府民税配当割 (P.12)	毎月分を翌月10日（源泉徴収選択口座内配当等については1月10日）	申告と同じ	配当の支払をする株式会社等が配当から差し引いて納めます。
府民税株式等譲渡所得割 (P.12)	1月10日	申告と同じ	証券会社等が譲渡所得から差し引いて納めます。
個人事業税 (P.13)	3月15日（確定申告により申告）	8月末と11月末（税額が1万円以下の場合は8月のみ）	納税通知書により納めます。
法人府民税 (P.14)	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2月以内	申告と同じ	納税者が納める税額を申告の上、納めます。
法人事業税 (P.16)	法人府民税と同じ	申告と同じ	納税者が納める税額を申告の上、納めます。
自動車税(環境性能割) (P.22)	登録・新規検査及び届出のとき	申告と同じ	登録の際に、納める税額を申告の上、納めます。
自動車税(種別割) (P.23)	取得・消滅又は変更のつど	5月末日	納税通知書により納めます。
		新規登録のとき	登録の際に、納める税額を申告の上、納めます。
軽油引取税 (P.30)	毎月分を翌月末日	申告と同じ	特約業者・元売業者が軽油の購入者から徴収し、納めます。
不動産取得税 (P.32)	取得した日から10日以内	納税通知書で定める日	納税通知書により納めます。
地方消費税(譲渡割)(貨物割) (P.37)	確定申告は課税期間が終了してから2月以内 個人事業者は3月31日	申告と同じ	納税者が納める税額を申告の上、納めます。
府たばこ税 (P.39)	毎月分を翌月末日	申告と同じ	たばこ製造者等が納める税額を申告の上、納めます。
ゴルフ場利用税 (P.39)	毎月分を翌月15日	申告と同じ	ゴルフ場の経営者が利用者から徴収し、納めます。
鉦区税 (P.39)	取得・消滅又は変更の日から7日以内	5月末日	納税通知書により納めます。
狩猟税 (P.40)	狩猟者の登録を受けるとき	申告と同じ	登録の際に納めます。
産業廃棄物税 (P.41)	4月、7月、10月及び1月	申告と同じ	最終処分業者が産業廃棄物の搬入者から徴収し、納めます。

更正の請求

府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、法人府民税、法人事業税、府たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税(環境性能割)、軽油引取税、産業廃棄物税については、申告書を提出した後に、税額が多すぎたことを発見したときは、法定納期限から5年以内（平成23年12月1日以前に法定納期限が到来したもののについては1年以内）に限り、その税額を減額するよう更正の請求をすることができます。

府税に関するお問い合わせ先

・法人市町村民税(京都市税除く)、法人府民税、法人事業税、地方法人特別税、特別法人事業税の申告、届出

担当区域	問い合わせ先	電話番号	地図番号
京都府内全域	京都地方税機構 法人税務課 申告センター	075-417-1371	⑱

・法人市町村民税(京都市税除く)、法人府民税、法人事業税、地方法人特別税、特別法人事業税

担当区分	問い合わせ先	電話番号	地図番号
府税	京都地方税機構 法人税務課	法人第一担当	075-417-1160
		法人第二担当	075-417-1363
		法人第三担当	075-417-1360
		法人市町村民税担当	075-417-1233
法人市町村民税 ※4			⑱

※1 外形標準課税法人（本店） ※2 分割基準法人 ※3 単独法人 ※4 法人市町村民税（京都市税除く）

・法人府民税、法人事業税、地方法人特別税、特別法人事業税の還付

担当区域	問い合わせ先	電話番号	地図番号
京都府内全域	京都府庁 税務課	075-414-4504	⑯

◎法人市町村民税の還付については、市町村にお問い合わせください。

・自動車税(環境性能割)

担当区域	問い合わせ先	電話番号	地図番号
京都府内全域	京都地方税機構 自動車関係税申告受付センター	075-693-8455	⑲

・自動車税(種別割)

担当区域	問い合わせ先	電話番号	地図番号
京都府内全域	京都府自動車税管理事務所	075-672-6155	④
左京区、中京区、東山区、山科区	京都府京都東府税事務所	075-213-6320	①
北区、上京区、右京区、西京区、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府京都西府税事務所	075-326-3312	②
下京区、南区、伏見区	京都府京都南府税事務所	075-692-1320	③
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	京都府山城広域振興局税務課	0774-23-5400	⑥
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局山城南府税出張所	0774-72-0231	⑧
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局税務課	0771-22-0330	⑨
福知山市、綾部市	京都府中丹広域振興局中丹西府税出張所	0773-22-3904	⑪
舞鶴市	京都府中丹広域振興局税務課	0773-62-2502	⑬
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局税務課	0772-62-4303	⑮

◎軽自動車税(種別割)については、市町村にお問い合わせください。

京都府の
財政と府税

府税の
あらまし

よく見る
国税

府税の納付

お問
合わせ先

お知
らせ
など

京都府の
財政と府税

府税の
あらまし

よく見る
国税

府税の納付

お問
合わせ先

お知
らせ
など

・個人事業税

担当区域	問い合わせ先	電話番号	地図番号
左京区、中京区、東山区、山科区	京都府京都東府税事務所	075-213-6356	①
北区、上京区、右京区、西京区、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府京都西府税事務所	075-326-3346	②
下京区、南区、伏見区	京都府京都南府税事務所	075-692-1391	③
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	京都府山城広域振興局税務課	0774-23-5402	⑥
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局山城南府税出張所	0774-72-0231	⑧
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局税務課	0771-22-0420	⑨
福知山市、綾部市	京都府中丹広域振興局中丹西府税出張所	0773-22-3905	⑪
舞鶴市	京都府中丹広域振興局税務課	0773-62-2502	⑬
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局税務課	0772-62-4313	⑮

・不動産取得税

担当区域	問い合わせ先	電話番号	地図番号
左京区、中京区、東山区、山科区	京都府京都東府税事務所	075-213-6354	①
北区、上京区、右京区、西京区、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府京都西府税事務所	075-326-3348	②
下京区、南区、伏見区	京都府京都南府税事務所	075-692-1393	③
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	京都府山城広域振興局税務課	0774-23-5401	⑥
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局山城南府税出張所	0774-72-8097	⑧
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局税務課	0771-22-0419	⑨
福知山市、綾部市	京都府中丹広域振興局中丹西府税出張所	0773-22-3906	⑪
舞鶴市	京都府中丹広域振興局税務課	0773-62-2502	⑬
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局税務課	0772-62-4313	⑮

◎固定資産税については、市町村にお問い合わせください。

・軽油引取税

担当区域	問い合わせ先	電話番号	地図番号
京都市内全域、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府京都南府税事務所	075-692-1395	③
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	京都府山城広域振興局税務課	0774-23-5402	⑥
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局山城南府税出張所	0774-72-8097	⑧
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局税務課	0771-22-0420	⑨
福知山市、綾部市	京都府中丹広域振興局中丹西府税出張所	0773-22-3905	⑪
舞鶴市	京都府中丹広域振興局税務課	0773-62-2502	⑬
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局税務課	0772-62-4313	⑮

・ゴルフ場利用税、鉦区税

担当区域	問い合わせ先	電話番号	地図番号
京都市内全域、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府京都東府税事務所	075-213-6356	①
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	京都府山城広域振興局税務課	0774-23-5402	⑥
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局山城南府税出張所	0774-72-8097	⑧
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局税務課	0771-22-0420	⑨
福知山市、綾部市	京都府中丹広域振興局中丹西府税出張所	0773-22-3906	⑪
舞鶴市	京都府中丹広域振興局税務課	0773-62-2502	⑬
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局税務課	0772-62-4313	⑮

・狩猟税

担当区域	問い合わせ先	電話番号	地図番号
京都市内全域、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府京都東府税事務所	075-213-6356	①
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局税務課	0774-23-5402	⑥
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局税務課	0771-22-0420	⑨
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府中丹広域振興局税務課	0773-62-2502	⑬
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局税務課	0772-62-4313	⑮

・府たばこ税、産業廃棄物税

担当区域	問い合わせ先	電話番号	地図番号
京都府内全域	京都府庁 税務課	075-414-4440	⑯

・府民税利子割（利子等に係る府民税）

担当区域	問い合わせ先	電話番号	地図番号
京都府内全域	京都府庁 税務課	075-414-4434	⑯

・府民税配当割（特定配当等に係る府民税）

府民税株式等譲渡所得割（特定株式等譲渡所得金額に係る府民税）

担当区域	問い合わせ先	電話番号	地図番号
京都府内全域	京都府庁 税務課	075-414-4434	⑯

◎個人住民税については、市町村にお問い合わせください。

京都府の
財政と府税

府税の
あらまし

よく見る
国税

府税の納付

お問い合わせ先

お知らせ
など

京都府の
財政と府税

府税の
あらまし

よく見る
国税

府税の納付

お問い合わせ先

お知らせ
など

・自動車税（種別割）の納税証明書発行

問い合わせ先	郵便番号	所在地	電話番号	地図番号
京都府京都東府税事務所	〒604-8162	京都市中京区烏丸通六角下る七観音町634「ONEST 京都烏丸スクエア」3階	075-213-6320	①
京都府京都西府税事務所	〒615-0022	京都市右京区西院平町25「ライフプラザ西大路四条」5階	075-326-3312	②
京都府京都南府税事務所	〒601-8047	京都市南区東九条下殿田町13「九条 CID ビル」2階	075-692-1320	③
京都府自動車税管理事務所	〒612-8677	京都市伏見区竹田向代町51-7	075-672-6155	④
京都府山城広域振興局税務課	〒611-0021	宇治市宇治若森7-6	0774-23-5403	⑥
京都府山城広域振興局山城南府税出張所	〒619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-0231	⑧
京都府南丹広域振興局税務課	〒621-0851	亀岡市荒塚町1丁目4-1	0771-22-0330	⑨
京都府中丹広域振興局中丹西府税出張所	〒620-0055	福知山市篠尾新町1丁目91	0773-22-3904	⑪
京都府中丹広域振興局税務課	〒625-0036	舞鶴市字浜2020	0773-62-2502	⑬
京都府丹後広域振興局税務課	〒627-8570	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4303	⑮

◎担当区域に関係なく発行できます。

◎自動車税（種別割）の納税証明書は広域振興局地域総務防災課でも取り扱っています。次のページをご覧ください。

・自動車税（種別割）以外の納税証明書発行

問い合わせ先	郵便番号	所在地	電話番号	地図番号
京都府京都東府税事務所	〒604-8162	京都市中京区烏丸通六角下る七観音町634「ONEST 京都烏丸スクエア」3階	075-213-6320	①
京都府京都西府税事務所	〒615-0022	京都市右京区西院平町25「ライフプラザ西大路四条」5階	075-326-3312	②
京都府京都南府税事務所	〒601-8047	京都市南区東九条下殿田町13「九条 CID ビル」2階	075-692-1320	③
京都府山城広域振興局税務課	〒611-0021	宇治市宇治若森7-6	0774-23-5403	⑥
京都府山城広域振興局山城南府税出張所	〒619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-0231	⑧
京都府南丹広域振興局税務課	〒621-0851	亀岡市荒塚町1丁目4-1	0771-22-0330	⑨
京都府中丹広域振興局中丹西府税出張所	〒620-0055	福知山市篠尾新町1丁目91	0773-22-3904	⑪
京都府中丹広域振興局税務課	〒625-0036	舞鶴市字浜2020	0773-62-2502	⑬
京都府丹後広域振興局税務課	〒627-8570	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4303	⑮
京都府庁税務課	〒602-8570	京都市上京区下立売通新町西入 京都府庁 1号館5階	075-414-4504	⑯

◎担当区域に関係なく発行できます。

・府税の収納と自動車税（種別割）の納税証明書発行は、広域振興局地域総務防災課でも取り扱っています。

問い合わせ先	郵便番号	所在地	電話番号	地図番号
京都府山城広域振興局乙訓地域総務防災課 総合案内・相談コーナー	〒617-0006	向日市上植野町馬立8	075-921-1447	⑤
京都府山城広域振興局田辺地域総務防災課	〒610-0331	京田辺市田辺明田1	0774-62-8202	⑦
京都府南丹広域振興局園部地域総務防災課	〒622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0360	⑩
京都府中丹広域振興局綾部地域総務防災課	〒623-0012	綾部市川糸町丁畠10-2	0773-42-0480	⑫
京都府丹後広域振興局宮津地域総務防災課	〒626-0044	宮津市字吉原2586-2	0772-22-2244	⑭

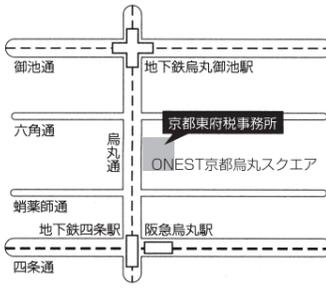
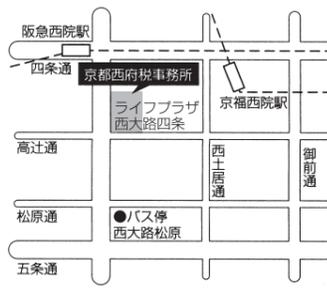
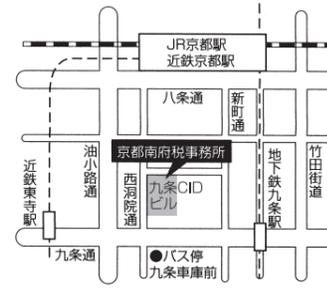
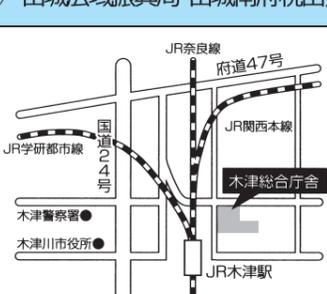
滞納している府税や市町村税（京都市税を除く）に関する相談先

京都地方税機構にご相談ください。

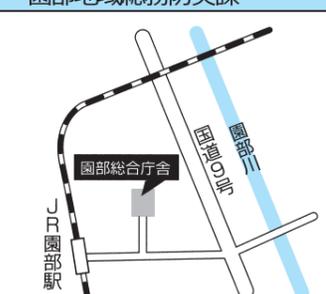
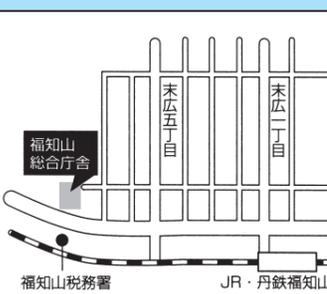
担当区域	問い合わせ先	所在地	電話番号	地図番号
左京区、中京区、東山区、山科区、他府県（※）	京都地方税機構 京都東地方事務所	〒604-8162 京都市中京区烏丸通六角下る七観音町634「ONEST 京都烏丸スクエア」3階	075-213-6371	⑳
北区、上京区、右京区、西京区、他府県（大阪府）	京都地方税機構 京都西地方事務所	〒615-0022 京都市右京区西院平町25「ライフプラザ西大路四条」5階	075-326-3381	㉑
下京区、南区、伏見区、他府県（※）	京都地方税機構 京都南地方事務所	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町13「九条 CID ビル」2階	075-692-1447	㉒
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都地方税機構 相楽地方事務所	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 京都府木津総合庁舎 1階	0774-72-5069	㉓
宇治市、井手町、宇治田原町、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市	京都地方税機構 山城中部地方事務所	〒611-0043 宇治市伊勢田町新中ノ荒21-8 府立城南勤労者福祉会館 1階	0774-46-6565 0774-46-6568 0774-46-6566	㉔
向日市、長岡京市、大山崎町	京都地方税機構 乙訓地方事務所	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 京都府乙訓総合庁舎 2階	075-933-7061	㉕
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都地方税機構 中部地方事務所	〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4-1 京都府亀岡総合庁舎別館 1階	0771-22-3884	㉖
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都地方税機構 中丹地方事務所	〒620-0301 福知山市大江町河守285 福知山市大江支所 2階	0773-56-0340	㉗
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都地方税機構 丹後地方事務所	〒629-2501 京丹後市大宮町口大野226 京丹後市大宮庁舎 3階	0772-68-1041	㉘

※ 京都東地方事務所：北海道、東北地方、関東地方、中部地方、滋賀県
京都南地方事務所：兵庫県、奈良県、和歌山県、中国地方、四国地方、九州地方

所在地一覧

<p>① 京都東府税事務所※</p>  <p>〒604-8162 京都市中京区烏丸通六角下る七観音町634 「ONEST 京都烏丸スクエア」3階 TEL：075-213-6320</p> <p>【交通案内】 地下鉄：烏丸御池駅5番出口から徒歩約3分 四条駅21番出口から徒歩約4分 阪急：烏丸駅21番出口から徒歩約4分</p>	<p>② 京都西府税事務所※</p>  <p>〒615-0022 京都市右京区西院平町25(西大路高辻北東角) 「ライフプラザ西大路四条」4,5階 TEL：075-326-3312</p> <p>【交通案内】 阪急：西院駅から徒歩約6分(500m) 京福：西院駅から徒歩約7分(550m) 市バス：西大路松原バス停から北へ徒歩約4分(300m)</p>	<p>③ 京都南府税事務所※</p>  <p>〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町13(西河完通九条上る) 「九条CIDビル」2~4階 TEL：075-692-1320</p> <p>【交通案内】 市バス：九条車庫前バス停から徒歩約1分 地下鉄：九条駅2番出口から徒歩約7分 近鉄：東寺駅から徒歩約6分 J R：京都駅から徒歩約12分</p>
<p>④ 自動車税管理事務所※</p>  <p>〒612-8677 京都市伏見区竹田向代町51-7 TEL：075-672-6155</p> <p>【交通案内】 地下鉄：くいな橋駅から徒歩約6分(500m) 近鉄：上鳥羽口から徒歩約7分(550m)</p>	<p>⑤ 山城広域振興局 乙訓地域総務防災課 1階 総合案内・相談コーナー</p>  <p>(京都府乙訓総合庁舎) 〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL：075-921-1447</p> <p>【交通案内】 阪急：西向日駅から徒歩約6分(450m)</p>	<p>⑥ 山城広域振興局 税務課</p>  <p>(京都府宇治総合庁舎) 〒611-0021 宇治市宇治若森7-6 TEL：0774-23-5400</p> <p>【交通案内】 J R：宇治駅から徒歩約8分(600m) 京阪：宇治駅から徒歩約18分(1.4km)</p>
<p>⑦ 山城広域振興局 田辺地域総務防災課</p>  <p>(京都府田辺総合庁舎) 〒610-0331 京田辺市田辺明田1 TEL：0774-62-8202</p> <p>【交通案内】 J R：京田辺駅から徒歩約6分(500m) 近鉄：新田辺駅から徒歩約8分(650m)</p>	<p>⑧ 山城広域振興局 山城南府税出張所</p>  <p>(京都府木津総合庁舎) 〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 TEL：0774-72-0231</p> <p>【交通案内】 J R：木津駅から徒歩約5分(260m)</p>	<p>⑨ 南丹広域振興局 税務課</p>  <p>(京都府亀岡総合庁舎) 〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4-1 TEL：0771-22-0330</p> <p>【交通案内】 J R：亀岡駅から徒歩約20分(1.3km) バス：亀岡市役所前バス停から徒歩約10分</p>

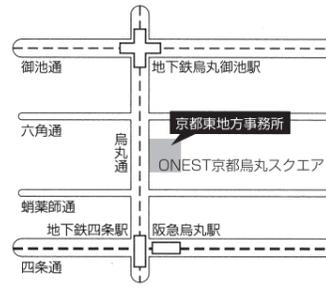
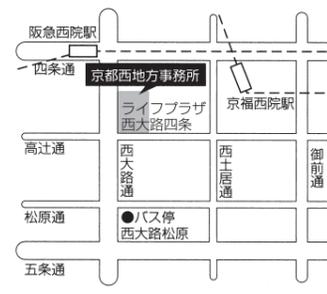
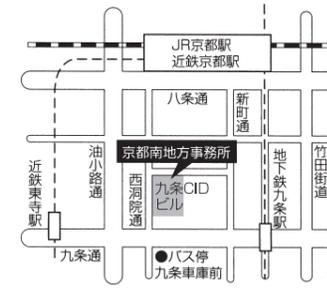
※令和7年1月1日に統合し、「京都府税事務所」となります。所在地は61頁参照。

<p>⑩ 南丹広域振興局 園部地域総務防災課</p>  <p>(京都府園部総合庁舎) 〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL：0771-62-0360</p> <p>【交通案内】 J R：園部駅から徒歩約4分(300m)</p>	<p>⑪ 中丹広域振興局 中丹西府税出張所</p>  <p>(京都府福知山総合庁舎) 〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91 TEL：0773-22-3904</p> <p>【交通案内】 J R：福知山駅から徒歩約7分(600m)</p>	<p>⑫ 中丹広域振興局 綾部地域総務防災課</p>  <p>(京都府綾部総合庁舎) 〒623-0012 綾部市川糸町丁畠10-2 TEL：0773-42-0480</p> <p>【交通案内】 J R：綾部駅から徒歩約11分(850m)</p>
<p>⑬ 中丹広域振興局 税務課</p>  <p>(京都府舞鶴総合庁舎) 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 TEL：0773-62-2502</p> <p>【交通案内】 J R：東舞鶴駅から徒歩約17分(1.4km)</p>	<p>⑭ 丹後広域振興局 宮津地域総務防災課</p>  <p>(京都府宮津総合庁舎) 〒626-0044 宮津市字吉原2586-2 TEL：0772-22-2244</p> <p>【交通案内】 丹鉄：宮津駅から徒歩約9分(700m)</p>	<p>⑮ 丹後広域振興局 税務課</p>  <p>(京都府峰山総合庁舎) 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 TEL：0772-62-4303</p> <p>【交通案内】 丹鉄：峰山駅からすぐ</p>
<p>⑯ 京都府庁 税務課(1号館) ⑰ 京都府地方税機構 総務課、業務課(旧本館) ⑱ 京都府地方税機構 法人税務課、申告センター(西別館)</p>  <p>⑯、⑰ 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 ⑱ 〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2</p> <p>【交通案内】 地下鉄：丸太町駅から徒歩約10分(850m) 市バス：文化庁前・府庁前バス停から徒歩約5分</p>		<p>⑲ 京都府地方税機構 自動車関係税申告受付センター</p>  <p>〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-7 TEL：075-693-8455</p> <p>【交通案内】 地下鉄：くいな橋駅から徒歩約6分(500m) 近鉄：上鳥羽口から徒歩約7分(550m)</p>

京都府の税
財政と府税
府税の納付
お問合わせ先
お知らせなど

京都府の税
財政と府税
府税の納付
お問合わせ先
お知らせなど

府税取扱い窓口早見表

<p>⑳ 京都府税機構 京都東地方事務所 (※)</p>  <p>〒604-8162 京都市中京区烏丸通六角下七観音町634 「ONEST 京都烏丸スクエア」3階 TEL : 075-213-6371</p> <p>【交通案内】 地下鉄：烏丸御池駅5番出口から徒歩3分 四條駅21番出口から徒歩4分 阪急：烏丸駅21番出口から徒歩4分</p>	<p>㉑ 京都府税機構 京都西地方事務所 (※)</p>  <p>〒615-0022 京都市右京区西院平町25(西大路高辻北東角) 「ライフプラザ西大路四條」5階 TEL : 075-326-3381</p> <p>【交通案内】 阪急：西院駅から徒歩約6分 (500m) 京福：西院駅から徒歩約7分 (550m) 市バス：西大路松原バス停から北へ徒歩約4分 (300m)</p>	<p>㉒ 京都府税機構 京都南地方事務所 (※)</p>  <p>〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町13(西洞院通九条上) 「九条 CID ビル」2階 ※令和6年11月に「河原町 NNN ビル」9階に移転 TEL : 075-692-1447</p> <p>【交通案内】 市バス：九条車庫前バス停から徒歩約1分 地下鉄：九条駅2番出口から徒歩約7分 近鉄：東寺駅から徒歩約6分 J R：京都駅から徒歩約12分</p>
<p>㉓ 京都府税機構 相楽地方事務所</p>  <p>〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 京都府木津総合庁舎1階 TEL : 0774-72-5069</p> <p>【交通案内】 J R：木津駅から徒歩約5分 (260m)</p>	<p>㉔ 京都府税機構 山城中部地方事務所</p>  <p>〒611-0043 宇治市伊勢田町新中ノ荒21-8 府立城南勤労者福祉会館1階 TEL : 0774-46-6568</p> <p>【交通案内】 近鉄：伊勢田駅から徒歩約11分 (950m)</p>	<p>㉕ 京都府税機構 乙訓地方事務所</p>  <p>〒617-0006 向日市上植野町馬立8 京都府乙訓総合庁舎2階 TEL : 075-933-7061</p> <p>【交通案内】 阪急：西向日駅から徒歩約6分 (450m)</p>
<p>㉖ 京都府税機構 中部地方事務所</p>  <p>〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4-1 京都府亀岡総合庁舎別館1階 TEL : 0771-22-3884</p> <p>【交通案内】 J R：亀岡駅から徒歩約20分 (1.3km) バス：亀岡市役所前バス停から徒歩約10分</p>	<p>㉗ 京都府税機構 中丹地方事務所</p>  <p>〒620-0301 福知山市大江町河守285 福知山市大江支所2階 TEL : 0773-56-0340</p> <p>【交通案内】 丹鉄：大江駅からすぐ</p>	<p>㉘ 京都府税機構 丹後地方事務所</p>  <p>〒629-2501 京丹後市大宮町口大野226 京丹後市大宮庁舎3階 ※令和6年11月に1階に移転 TEL : 0772-68-1041</p> <p>【交通案内】 丹鉄：京丹後大宮駅から徒歩約10分 (800m)</p>

(※) 令和7年1月1日に統合し、「京都府税事務所」となります。所在地は61頁参照。

	府庁税務課	京都東府税事務所	京都西府税事務所	京都南府税事務所	自動車税管理事務所	広域振興局税務課	広域振興局府税出張所	広域振興局地域総務防災課
納税証明発行 (自動車税(種別割)車検用 (※))		○	○	○	○	○	○	○
納税証明発行 (※を除く)	○	○	○	○		○	○	
利子割、配当割、株式等譲渡所得割	○							
法人府民税及び法人事業税の還付	○							
個人事業税		○	○	○		○	○	
不動産取得税		○	○	○		○	○	
自動車税(種別割)					○			
自動車税(種別割)減免		○	○	○		○	○	
軽油引取税				○		○	○	
ゴルフ場利用税、鉈区税		○				○	○	
狩猟税		○				○		

担当地域をご確認ください。個人事業税は、事務所・事業所の所在地です。不動産取得税は、物件所在地です。なお、納税証明書の発行は担当地域以外でも対応しています。

京都府では、府内25の市町村（京都市除く）と共に広域連合**京都府税機構**において税業務の一部を共同して行っています。京都府税機構で共同処理している法人府民税、法人事業税（地方法人特別税及び特別法人事業税を含む）、自動車税（環境性能割）及び自動車税（種別割）の申告受付並びに滞納している府税に関することは京都府税機構にご相談ください。なお、法人府民税及び法人事業税の申告書は、**京都府税機構 申告センター**へ提出（郵送可）いただきますようお願いいたします。また、自動車税（環境性能割・種別割）の申告書は、**自動車関係税申告受付センター**へ提出いただきますようお願いいたします。

京都府税機構

E-mail: Kyoto-zeimukyodo@zeimukyodoka.jp (代)

<http://www.zeimukyodoka.jp/index.html>



<p>京都府府税事務所 (令和7年1月1日～)</p>	<p>京都府税機構 京都府税事務所 (令和7年1月1日～)</p>
<p>所在地 京都市南区東九条下殿田町13 (西洞院通九条上)「九条 CID ビル」2～4階</p>	<p>所在地 京都市下京区寺町通松原下ル植松町733 「河原町 NNN ビル」9階</p>
<p>京都南府税事務所と同じです。 (地図、交通案内等は、58頁の③京都南府税事務所を参照)</p>	
<p>ただし、自動車税管理事務所の業務は統合後も京都運輸支局と同じ敷地内で行います。</p>	<p>阪急京都線「京都河原町駅」徒歩9分 京阪本線「清水五条駅」徒歩5分 地下鉄烏丸線「五条駅」徒歩5分</p>

京都府の府税
府税のあらまし
よく見る国税
府税の納付
お問い合わせ先
お知らせなど

京都府の府税
府税のあらまし
よく見る国税
府税の納付
お問い合わせ先
お知らせなど

電子申告・納付、電子申請・届出をご利用ください！

京都府の法人府民税・法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税・利子割等

法人府民税・法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税について電子申告・納付、申告期限の延長承認申請等の電子申請及び法人の設立・異動の電子届出、また、利子割・配当割・株式等譲渡所得割・府たばこ税・ゴルフ場利用税について電子申告・納付をご利用いただけます。



電子申告・納付、電子申請・届出は、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットを通じて行うことができます。

eLTAX イメージキャラクター「エルレンジャー」

書類を窓口へ持参・郵送することなく、オフィス等のパソコンからインターネットを利用して申告手続きや各種申請・届出が行える便利な電子申告・納付、電子申請・届出を是非ご利用ください。

※令和元年 10 月 1 日から地方税共通納税システムがスタートしました。eLTAX を利用して電子納付が可能になりましたので、ご利用ください。

※令和 2 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、事業年度開始の時にける資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社について、電子申告が義務化されました。

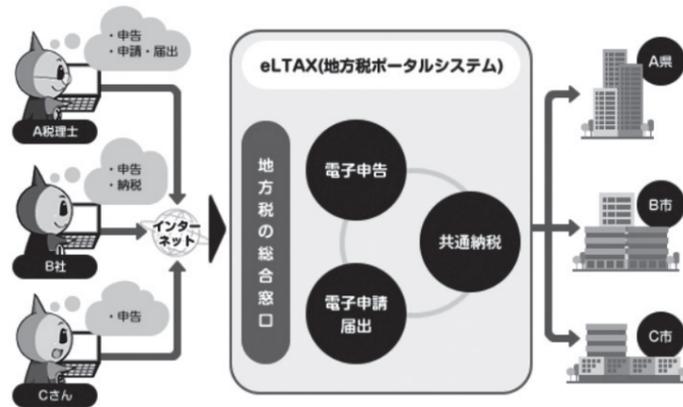
全地方公共団体へ電子納付ができます！

ダイレクト納付ができます！

金融機関窓口等へのお出かけ不要！

電子納付で納付事務の負担軽減！

手数料無料！0 円



詳しくは、エルタックスのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。



京都市でのサービス状況

エルタックスは、京都市の法人市民税、固定資産税（償却資産）、個人住民税、事業所税の申告及び各種申請・届出でもご利用いただけます。詳しくは、京都市の電子申告のページをご覧ください。

各市町村（京都市除く）でのサービス状況

府内各市町村の法人市町村民税、固定資産税（償却資産）、個人住民税の申告及び各種申請・届出でもご利用いただけます。

国税では「国税電子申告・納税システム（e-Tax：イータックス）」があります！



国税電子申告・納税システム（e-Tax：イータックス）は、国税に関する申告等の各種手続きが自宅やオフィス等からインターネットを通じて行うことができます。

詳しくは、e-Tax のホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

e-Tax イメージキャラクター「イータ君」

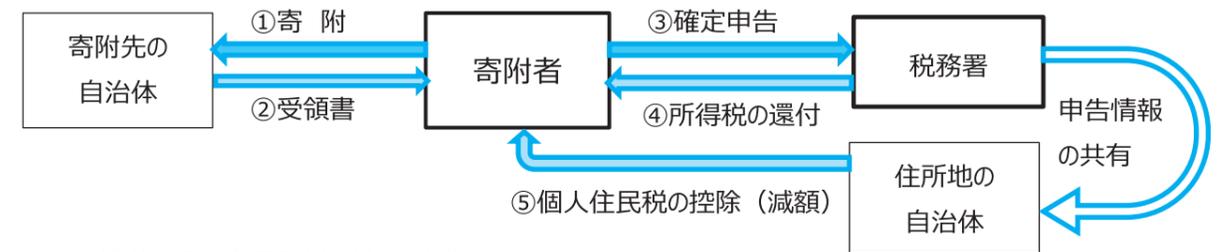


ふるさと納税（寄附）制度

ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、自分が選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附金のうち 2,000 円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除（減額）される制度です（一定の上限はあります。）。

寄附から控除までの流れ

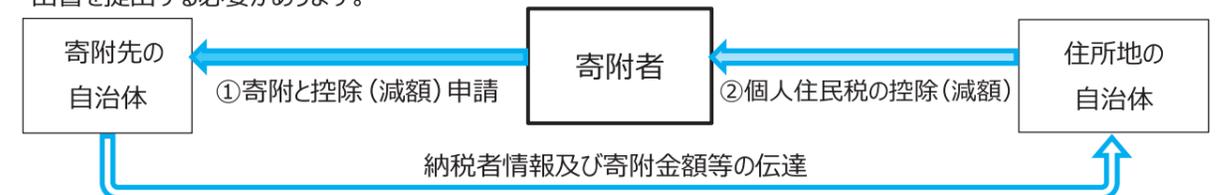


- ① 都道府県や市区町村に対して寄附を行います。
- ② 寄附先の自治体から受領書が寄附者に対して送付されます。
- ③ 受領書を添付し、税務署に確定申告をします。
（税務署と住所地の自治体が申告情報を共有します。）
- ④ 寄附した額に応じて、寄附した年の所得税が還付されます。
- ⑤ 寄附をした翌年度に、寄附金額に応じて寄附者が住所地の自治体に支払う個人住民税額が控除（減額）されます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の流れ

ワンストップ特例制度は、寄附先の自治体が年間 5 団体以内で、確定申告不要な給与所得者等に限り、ワンストップ特例制度の申請書を寄附先の自治体に提出することで利用できます。

提出済の申請書の内容に変更があった場合、寄附をした翌年の 1 月 10 日までに、寄附先の自治体へ変更届出書を提出する必要があります。



- ① 年間 5 団体以内の都道府県や市区町村に対して寄附を行い、ワンストップ特例の申請書を寄附先の自治体に提出します。
（寄附先の自治体から住所地の自治体へ、寄附者の納税情報や寄附金額が伝達されます。）
- ② 寄附をした翌年度に、寄附金額に応じて寄附者が住所地の自治体に支払う個人住民税額が控除（減額）されます。

控除（減額）額

寄附金額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで所得税や個人住民税から全額が控除（減額）されます。（ワンストップ特例制度を適用した場合は、控除（減額）額の全額が住民税から控除（減額）されます。

租税教室（出前授業）のご案内

京都府の各租税教育推進協議会では、次代を担う小学生・中学生・高校生の皆さんに、私たちの暮らしを支えている税の知識、意義や役割を正しく知ってもらうとともに、国民の三大義務である「納税の義務」について正しく理解していただくことを目的として、「租税教室」を開催しています。京都府も、各協議会の構成員として、租税教室への職員の派遣などを行っています。

租税教室の開催にあたっては、担当の先生と十分な打ち合わせのもと、学校の教育方針に従って行います。

租税教室の開催状況（令和5年度京都府内）

対象	小学校	中学校	高校	合計
開催回数（回）	431	136	38	605
開催学校数（校）	237	59	23	319
受講者数（人）	11,634	5,393	2,815	19,842

お問い合わせ先

租税教室の開催、租税教育用教材の配付等のお申し込み・お問い合わせは、京都府租税教育推進連絡協議会（事務局：上京税務署税務広報広聴官 電話 075-441-9173）又は各地区の租税教育推進協議会（事務局：各税務署総務課）までご連絡下さい。

京都府租税教育推進連絡協議会ホームページ <https://kyoto-sosuiaren.com>



租税教育の参考資料

税の学習の参考にしていただけるホームページを作成していますのでご活用ください。

○中丹広域振興局税務課が作成したキッズページ（税金のことを考えてみよう！）

<https://www.pref.kyoto.jp/chutan/zeimu/1328860638864.html>



きょうと税キッズ 検索  クリック!



税務署一覧

担当区域	税務署名	代表電話番号
北区、上京区	上京税務署	075 (441) 9171
中京区	中京税務署	075 (842) 1601
下京区、南区	下京税務署	075 (351) 9161
右京区、西京区、向日市、長岡京市、大山崎町	右京税務署	075 (311) 6366
東山区、山科区	東山税務署	075 (561) 1131
左京区	左京税務署	075 (761) 5371
伏見区	伏見税務署	075 (641) 5111
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	宇治税務署	0774 (44) 4141
亀岡市、南丹市、京丹波町	園部税務署	0771 (62) 0340
福知山市、綾部市	福知山税務署	0773 (22) 3121
舞鶴市	舞鶴税務署	0773 (75) 0801
宮津市、伊根町、与謝野町	宮津税務署	0772 (22) 3271
京丹後市	峰山税務署	0772 (62) 0460

税務署の代表電話は自動音声案内になっていますので、音声案内に従って「2」を押してください。